

資料 1

第2回障害者総合支援協議会
令和6年3月15日（金）

令和5年度 生活支援部会の活動について

（部会長）

（事務局）

【部会の目的】

- ・ 地域の課題を整理し、暮らしを支援するために必要なことを検討する。
- ・ 部会活動から各事業所間の関係を築く。
- ・ 必要に応じ課題解決のために作業部会を設け、検討を行う。

【作業部会とその目的】

医ケア児者の災害対策検討部会

- 医ケア児者の災害対策についての検討

グループホーム等事業所連絡会

- 各事業所間の連携を通じて、各事業所の地域資源としての有効活用、支援力を高める

【令和5年度の成果・活動目標】

（1）生活支援部会

○障害者の日常生活支援への検討

- ・ 地域課題についての検討。課題解決については作業部会で実施。

（2）医ケア児者の災害対策検討部会

○医療的ケア児者の災害対策支援

- ・ 医ケア児者のモデルケースによる避難訓練の実施
- ・ 個別避難計画のシート及び手引きの作成
- ・ 自助力を高める取り組みの実施

（3）グループホーム等事業所連絡会

○グループホームの質の向上

- ・ 各事業所間の横のつながりの強化
- ・ 各事業所における世話人や生活支援員への研修やトレーニング体制の確認
- ・ 各事業所や相談支援事業所との情報交換から各事業所に必要な支援を考察

【令和 5 年度の活動実績】

（１）生活支援部会

○障害者の日常生活支援

- ・ 障害者が日常生活の不安を抱えることなく送れるようにするために、医療的ケア児者の災害対策と、各事業所の質の向上を支援する方向性を検討

（２）医ケア児者の災害対策検討部会

○医療的ケア児者の災害対策支援

- ・ 昨年度に引き続き、医療的ケア児者が災害時であっても、生活を続けていくために必要な支援等についての検討を実施
- ・ 個別避難計画のもととなるシートの作成及び避難マニュアルの作成等を実施
- ・ 自治会等の協力を得て、モデルケースの避難訓練を実施し、佐倉市災害時要援護者等対策検討部会へ情報提供を行った。
- ・ 自助力を高めるため、医ケア児者が利用している生活介護事業所にて、災害準備チェックリストの活用についての勉強会を実施した。

（３）グループホーム等事業所連絡会

○グループホームの質の向上

- ・ 事業所間の横のつながりの強化を目指し、連絡会の開催回数 2 回を目標としていたが、各事業所の担当者変更等が多く、実施が年度後半になってしまい、1 回の開催となってしまった。
- ・ アンケートにて、各事業所における世話人や生活支援員への研修やトレーニング体制の確認を実施。22 事業所を対象に 10 事業所からの回答があり、その回答をもとに話し合いをした。
- ・ 各事業所や相談支援事業所との情報交換から事業所に必要な支援を考える場を設けた。10 事業所と 5 相談支援事業所の参加があった。

【令和 6 年度以降の課題、取り組みの方向性】

① 課題

- ・ 佐倉市避難行動要支援者避難支援全体計画との整合性のとれた実効性のある医ケア児者の個別避難計画の作成及び手引きの作成
- ・ グループホーム等事業所連絡会への事業所の参加率が低い。
- ・ 各事業所に空床があり、活用されていない。
- ・ 障害特性に対応する、各事業所への支援力が必要

② 取り組みの方向性

- ・ 作成した個別避難計画書（案）を用いての避難訓練を、佐倉市避難行動要支援者避難支援部会とともに実施する。
- ・ モデルケースの避難訓練を通し、個別避難計画書（案）及び手引き案を精査し、完成する
- ・ 市内グループホームにグループホーム等事業所連絡会への参加を促進する。
- ・ 各事業所の取り組みを知り、支援力を高める

※また、上記に加え、障害者総合支援協議会の関係部会の合同開催により、障害者虐待防止等に係る研修会を実施する予定。

【令和 5 年度開催実績と議題等】

(1) 生活支援部会

回	開催日(予定)	会場	議題、活動内容
1	R 5.6.29	南部地域福祉センター	・今年度の部会活動について ・障害者週間の啓発事業について
2	R5.12.21	南部地域福祉センター	・作業部会の進捗について ・障害者週間の啓発事業の報告
3	R6.3.14	南部地域福祉センター	・今年度のまとめ ・佐倉市障害者総合支援協議会への提案事項の確認

(2) 医ケア児者の災害対策検討部会（マニュアル作成のコア会議含）

回	開催日(予定)	会場	議題、活動内容
1	R 5.4.20	佐倉中央公民館	・今後の予定及び計画の方向性の確認 ・白銀モデルケースについて ・災害に対する備えチェックリストについて
2	R5.6.14	佐倉中央公民館	・中志津モデルケースについて ・災害に対する備えチェックリストについて
3	R5.7.10	佐倉市役所地下会議室	・中志津モデルケースについて
4	R5.9.19	佐倉市役所地下会議室	・中志津モデルケースについて
5	R5.11.13	佐倉市役所地下会議室	・中志津モデルケースの報告 ・避難支援個別計画書の書式について
6	R5.12.26	佐倉市役所	(マニュアル作成のコア会議)

		相談室	・避難支援個別計画書の書式について
7	R6.2.22	佐倉市役所 相談室	(マニュアル作成のコア会議) ・避難支援個別計画書の書式について
8	R6.3.7	佐倉市役所 3階小会議室	・生活支援部会への報告 ・避難支援個別計画書の書式について

(※上記会議のほかに、関係者で5回、中志津自治会と避難訓練の打ち合わせを行った。)

(3) グループホーム等事業所連絡会

回	開催日(予定)	会場	議題、活動内容
1	R6.2.15	佐倉中央公民館	・情報交換 ・業務上の課題、改善について

【構成員】

(1) 生活支援部会 32人

当事者団体(3)、障害福祉サービス事業者(28)、佐倉市社会福祉協議会(1)

(※検討内容により構成員は変動する)

(2) 医療ケア児者の災害対策検討部会 9人

当事者団体(1)、障害福祉サービス事業者(5)、佐倉市社会福祉協議会(2)、
佐倉市生活支援コーディネーター(1)

(※検討内容により構成員は変動する)

(3) グループホーム等事業所連絡会 27人

障害福祉サービス事業者(22) 相談支援事業所(5)

(※検討内容により構成員は変動する)

令和 5 年度 啓発・権利擁護部会の活動について

(部会長)

(事務局)

【部会の目的】

- ・ 障害の理解促進のため、広報活動などの充実に関する検討を行う。
- ・ 障害者の権利擁護（虐待防止、差別解消など）についての課題を整理し、必要な施策の検討を行う。

【令和 5 年度の成果・活動目標】

- ・ 障害者週間における障害理解を効果的に行うための検討を行う。
- ・ 成年後見制度について、当事者や当事者家族へ理解してもらうための取組を実施する。
- ・ 子ども向けの障害理解のための取組を検討、実施する。
- ・ 障害のある人が参加可能なスポーツや文化活動の情報を収集し、情報発信を行う。
- ・ 障害者虐待防止のため、障害福祉サービス事業所への情報提供を行う。

【令和 5 年度の活動実績】

- ・ 佐倉市手をつなぐ育成会及び佐倉市精神障害者家族会かぶらぎ会を対象に、「成年後見制度の利用等に関するアンケート調査」を実施し、当事者家族が成年後見制度について感じている事等の把握を行った。
→＜調査結果の活用＞
 - ◇ 成年後見支援センターの運営会議への情報提供
 - ◇ 調査結果と制度の解説を、市社会福祉協議会の広報誌（R6.3 号）へ掲載
- ・ 市ウェブサイトの情報発信について意見聴取し、障害福祉課ホームページのリニューアルを行った（R6.1）。
- ・ 障害のある人が参加可能なスポーツや文化活動等の情報発信について検討し、市ホームページによる情報発信を開始した。

【令和 6 年度以降の課題、取組の方向性】

- ・ 障害者虐待防止にかかる周知・啓発
 - ◇ 施設従事者による障害者虐待の増加への対策として、関係部会の合同開催により障害者虐待防止等に係る研修会を実施する。
 - ◇ 市民向けの周知
- ・ 障害理解のための効果的な啓発（特に子どもへの啓発として、小中学校における障害理解

教育の推進)を検討、実施する。

- ・ 障害のある人が参加可能なスポーツや文化活動の情報を収集し、情報発信を行う。

【令和 5 年度開催実績と議題等】

回	開催日(予定)	会場	議題、活動内容
1	R5.4.4	健康管理センター	・ 令和 5 年度障害者週間の実施内容について ・ 令和 6 年度以降の障害者週間の実施について ・ 次期障害者計画の策定に関する意見聴取 ・ 今年度の検討事項について
2	R5.7.24	健康管理センター	・ 成年後見制度の周知、利用に係る課題解決について ・ 市ホームページによる情報発信について ・ 障害者週間の啓発事業について（検討） ・ 第 1 回障害者差別解消支援地域協議会について（報告）
3	R5.9.25	健康管理センター	・ 成年後見制度に係る意識調査の実施について（報告） ・ 第 1 回障害者総合支援協議会について（報告） ・ 障害福祉アンケート結果（速報値）について ・ 活動団体の情報収集について（意見聴取）
4	R5.11.20	健康管理センター	・ 成年後見制度の利用等に係る調査結果と今後の取組について ・ 今年度の障害者週間、障害者作品展について ・ 千葉県権利擁護部会（R5.8.1）資料について ・ その他 ① 障害福祉課ホームページのリニューアルについて（報告） ② 来年度の障害者週間について（意見聴取）
5	R6.1.15	健康管理センター	・ 成年後見支援センター運営会議への情報提供（案）について ・ パラスポーツと心のフェスティバルについて ・ 障害福祉課ホームページのリニューアルについて

			・ 第 7 次障害者計画等の策定にかかる進捗について ・ その他 ① 来年度の部会での取り組みについて（障害者虐待関連）
6	R6.3.18	健康管理センター	・ 第 2 回障害者総合支援協議会について（報告） ・ 第 2 回障害者差別解消支援地域協議会について（報告） ・ 令和 6 年度の事業計画について

【構成員】 13 人

当事者(1)、当事者家族(1)、当事者家族会(4)、ボランティア(3)、社会福祉法人(4)

令和 5 年度 精神部会の活動について

(部会長)

(事務局)

【部会の目的】

- ・ 佐倉市における精神症状のある方への支援のあり方を多角的方面より検討する。
- ・ 各委員（家族会・事業所・医療機関・行政）間での情報交換及び連携をとりながら、精神障害者の方々が地域で生活していくための支援について考えていく。
- ・ 佐倉市民の方々へ精神障害に関する理解を深めてもらうための方法を検討する。（民生委員等の理解促進等）

【作業部会とその目的】

- ・ 「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」の構築推進のため、佐倉市における精神保健福祉の総合的な対策を検討する。

【令和 5 年度の成果・活動目標】

- ・ 各委員（当事者・家族会・事業所・医療機関・行政）間での情報交換及び連携を行い、精神障害者の方々が地域で生活していくための支援について検討する。
- ・ 地区社協や民生委員との地域連携を促進するための研修会を実施する。
- ・ 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築に資する内容として、住まいの確保、ピアサポートの活用、入院者の地域移行、家族支援等に関する内容を協議する。

【令和 5 年度の活動実績】

- ・ 今年度より当事者部会を新設し、精神障害者当事者の意見を聴収した。
- ・ 医療機関のソーシャルワーカーより、印旛圏域の精神科病院に関する情報提供をしてもらうなど、印旛圏域の医療資源について把握及び共有を図った。

【令和 6 年度以降の課題、取組の方向性】

- ・ 当事者部会からの意見の具体化へ向けた取り組み
- ・ 住まいの場（グループホーム等）やヘルパー等必要な社会資源の現状把握
- ・ 精神障害に対する地域理解
- ・ 市内外の病院や地域の支援機関と連携した支援体制の構築

※また、上記に加え、障害者総合支援協議会の関係部会の合同開催により、障害者虐待防止等に係る研修会を実施する予定。

【令和 5 年度開催実績と議題等】

回	開催日	会場	議題、活動内容
1	R5.6.7	市役所社会福祉センター3 階中会議室	・今年度の精神部会について ・専門部会の取り組みの HP 掲載について ・障害者総合支援法の一部改正について ・災害時の避難支援対策について ・障害者週間の実施内容について
2	R5.9.7		中止
3	R5.11.27	市役所 1 号館 6 階第 1 会議室	・障害福祉アンケートについて ・作業部会の新設について ・障害者週間イベントについて ・印旛圏域の精神科病院について
4	R6.2.21	市役所社会福祉センター地下会議室	・今年度活動報告及び来年度活動計画（案） ・障害者週間イベントについて ・当事者部会について ・訪問看護について

（「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」構築部会（作業部会））

回	開催日	会場	議題、活動内容
1	R5.8.22	市役所	・情報共有
2	R6.1.30	市役所	・情報共有

（当事者部会）

回	開催日	会場	議題、活動内容
1	R6.1.15	市役所	・今困っていること（KJ 法）

【構成員】

（１）精神部会 21 人

社会福祉法人(1)、当事者家族会(2)、当事者(1)、印旛健康福祉センター(1)、医療機関(3)、訪問看護ステーション(2)、相談支援事業所(6)、通所系事業所(2)、

障害者支援施設(1)、佐倉市社会福祉協議会(1)、佐倉市健康推進課(1)

(2) 作業部会 6人

社会福祉法人(1)、当事者家族会(1)、印旛健康福祉センター(1)、医療機関(1)

相談支援事業所(1)、通所系事業所(1)

(3) 当事者部会 5人

(以上)

令和５年度 療育支援・教育部会（佐倉市特別支援教育連携協議会）
の活動報告

（部会長）

（事務局）

【部会の目的】

- ・ 保健、医療、教育及び福祉等の各分野の連携強化に資する方策等を検討、実施することにより、障害児者の早期発見・早期療育を図る。

【作業部会とその目的】

佐倉市児童通所支援事業所連絡会

- 通所支援事業所間の情報交換や事例検討（グループ討議）等により、通所支援事業所の提供サービスの維持・向上を図る。

医療的ケア児等の暮らしを考える作業部会

- 関係機関が連携し、医療的ケア児の現状や課題（ニーズ）の把握、医療的ケア児及びその家族に対する支援策の検討・実施を行う。

【令和５年度の成果・活動目標】

（１）療育支援・教育部会

○佐倉市ライフサポートファイルの活用促進

- ・認知度向上に向けた教育機関等の関係者への説明

（２）佐倉市児童通所支援事業所連絡会

○通所支援事業所の提供サービスの維持・向上

- ・通所支援事業所間の情報交換や事例検討（グループ討議）の開催
- ・千葉県相談支援アドバイザー事業の活用（講演会の開催）

（３）医療的ケア児等の暮らしを考える作業部会

○医療的ケア児者等の支援体制の方向性検討

- ・アンケート調査の実施（現状や課題・ニーズ等の把握）
- ・支援策や支援体制の方向性の取りまとめ

【令和5年度の活動実績】

（１）療育支援・教育部会

○佐倉市ライフサポートファイルの活用促進

- ・ フォーマットの見直しを行い、市 HP へ掲載
- ・ 障害福祉課、健康管理センター、教育センター、佐倉市さくらんぼ園において希望者に配布
- ・ 千葉県の相談支援アドバイザー事業の活用による研修会（児童発達支援）の実施
※佐倉市児童通所支援事業所連絡会との合同開催

（２）佐倉市児童通所支援事業所連絡会

○通所支援事業所の提供サービスの維持・向上

- ・ 通所支援事業所間の事例検討（グループ討議）や情報交換の実施
- ・ 千葉県の相談支援アドバイザー事業の活用による研修会（児童発達支援）の実施
※療育支援・教育部会との合同開催

（３）医療的ケア児等の暮らしを考える作業部会

- ・ アンケート調査及びヒアリングを実施し、アンケート調査報告書を取りまとめ

【令和6年度以降の課題、取組の方向性】

（１）療育支援・教育部会

①課題

○佐倉市ライフサポートファイルの活用促進

- ・ 佐倉市ライフサポートファイルは、障害を持つ子どもの療育・教育や、成長発達、関係機関における取組内容等の記録をファイル化し、子どもの進学・進級等のライフステージの変化があった場合においても、これまでの同様に療育支援・教育を受けられるよう、関係機関の担当者がその子どもに対して共通理解を深めるためのツールとして作成。
- ・ ただし、障害福祉課、健康管理センター、教育センター、佐倉市さくらんぼ園において希望者に配布しているが、認知度が低いため、利用者数が少ない。

②取組の方向性

- ・ ライフサポートファイルの活用の促進を図るため、認知度向上に向けた教育機関等の関係者への説明等を行う。

（２）佐倉市児童通所支援事業所連絡会

①課題

○通所支援事業所の提供サービスの維持・向上

- ・株式会社等による児童発達支援施設や放課後デイサービス施設の事業参入が増加する中で、施設により提供サービスのばらつきがあると考えられる。

②取組の方向性

- ・通所支援事業所間事例検討（グループ討議）やの情報交換を行う。
- ・千葉県の相談支援アドバイザー事業の活用（研修会の開催）。

（３）医療的ケア児等の暮らしを考える作業部会

①課題

- ・医療的ケア児者等の実態把握を踏まえ、支援策等についての検討が必要。

②取組の方向性

- ・アンケート調査報告書等を踏まえ、支援策や支援体制の方向性について検討を行う。

※また、上記に加え、障害者総合支援協議会の関係部会の合同開催により、障害者虐待防止等に係る研修会を実施する予定。

【令和５年度の開催実績と議題等】

（１）療育支援・教育部会

回	開催日	会場	議題、活動内容
1	R 5.5.10	書面開催	・令和５年度部会等開催スケジュール ・療育支援ガイドブック ・アンケート調査（令和５年度に部会等で実施する内容等）
2	R 5.7.6	南部地域福祉センター	・児童通所支援事業所連絡会の報告 ・ライフサポートファイルの改訂状況 ・相談支援アドバイザー事業の活用検討 等
3	R 5.10.5		・児童通所支援事業所連絡会の報告 ・日常生活用具における蓄電池の対象化 ・医療的ケア児者等とその家族の実態調査（協力依頼） ・相談支援アドバイザー事業の活用検討 等
5	R5.12.7		・児童通所支援事業所連絡会の報告 ・パラスポーツと心のフェスティバル ・令和６年度障害福祉サービス等報酬改定 等

6	R6.1.29	志津コミュニティセンター	・相談支援アドバイザーによる研修会 「発達障害の基礎知識と相談・援助技術」
---	---------	--------------	--

(2) 佐倉市児童通所支援事業所連絡会

回	開催日	会場	議題、活動内容
1	R5.5.10	書面開催	・令和5年度部会等開催スケジュール ・療育支援ガイドブック ・アンケート調査（令和5年度に部会等で実施する内容等）
2	R5.7.6	南部地域福祉センター	・障害福祉サービス受給者証の記載方法 ・こどもの安心・安全対策支援事業（送迎用バスの安全装置の設置）等の紹介 ・相談支援アドバイザー事業の活用検討 等
4	R5.10.5		・日常生活用具における蓄電池の対象化 ・医療的ケア児者等とその家族の実態調査（協力依頼） ・相談支援アドバイザー事業の活用検討 ・グループディスカッション 等
5	R5.12.7		・パラスポーツと心のフェスティバル ・令和6年度障害福祉サービス等報酬改定 ・グループディスカッション 等
6	R6.1.29	志津コミュニティセンター	・相談支援アドバイザーによる研修会 「発達障害の基礎知識と相談・援助技術」

(3) 医療的ケア児等の暮らしを考える作業部会

回	開催日	会場	議題、活動内容
1	調整中	調整中	・アンケート調査結果 ・支援策及び支援策や方向性（案）

【構成員】

(1) 療育支援・教育部会 15人

当事者団体（3）、障害福祉サービス事業者（4）、教育機関（3）、
相談支援事業所（1）、佐倉市社会福祉協議会（1）、佐倉市こども保育課・
こども家庭課・母子保健課
（事務局）佐倉市役所・教育委員会（2）

(2) 佐倉市児童通所支援事業所連絡会 31 人

障害福祉サービス事業者 (27)、相談支援事業所 (4)
(事務局) 佐倉市役所 (1)

(3) 医療的ケア児等の暮らしを考える作業部会 17 人

当事者団体 (1)、障害福祉サービス事業者 (5)、医療機関等 (2)、
相談支援事業所 (4)、佐倉市社会福祉協議会、印旛保健所、千葉県医療的ケ
ア児等支援センター、佐倉市こども保育課・母子保健課
(事務局) 佐倉市役所・教育委員会 (2)

(以 上)

令和 5 年度 就労支援部会の活動報告

(部会長)

(事務局)

【部会の目的】

- ・ 市内の障害のある方の働くことに関しての土壌作りをすすめる。
- ・ それぞれの状態に即した就労（一般就労、福祉就労）について啓発を促すとともに、雇用について調査をすすめ、障害のある方の就労の機会の確保・質の向上に寄与する。

【作業部会とその目的】

- ・ 作業部会
- 佐倉市障害福祉計画における就労継続支援 B 型事業所からの一般就労の計画値の実施及び市内就労継続支援 A 型・B 型事業の充実のため、作業部会を設置する。

【令和 5 年度の成果・活動目標】

- ・ 企業との交流を行い、施設外就労や作業の受注に結びつける。
- ・ 事例検討会等を行い、事業所の質の向上を図る。
- ・ 優先調達の件数の増加を図る。

【令和 5 年度の活動実績】

- ・ 事務局及び市内障害福祉サービス事業所にて、市内企業を 1 件訪問し、企業との交流について検討した。
- ・ 市内の就労系及び日中活動系サービス事業所を取りまとめた「就労・日中活動支援ガイドブック」を市 HP に公開した。
- ・ イベント（産業大博覧会等）への出店や市役所内での販売会（3 事業所）を実施した。
- ・ 優先調達の推進に向け、市役所内各課に対し、事業所（10 事業所）が優先調達にて受注可能な業務をまとめたパンフレットを公開した。
- ・ 就職するなら明朗塾主催「佐倉市出張相談会」（後援：佐倉市）を実施した。

【令和 6 年度以降の課題、取組の方向性】

- ・ 就労継続支援 A 型及び B 型事業所の抱えている課題に対して、事例検討会や作業の受注についての情報交換会を行う。（令和 5 年度に開催出来なかったため、継続）
- ・ 一般就労や施設外就労に結びつけるため、企業との交流を推進する。
- ・ 就労継続支援 B 型事業所の工賃水準の改善について、施策の検討を行う。
- ・ 優先調達の更なる推進について、施策の検討を行う。

※また、上記に加え、障害者総合支援協議会の関係部会の合同開催により、障害者虐待防止等に係る研修会を実施する予定。

【令和 5 年度開催実績と議題等】

(就労支援部会)

回	開催日	会場	議題、活動内容
1	R5.5.10	中央公民館 研修室 2	・障害者週間のイベントについて ・産業大博覧会について ・令和 5 年度の活動について
2	R5.11.29	社会福祉センター 3 階 中会議室	・第 1 回障害者総合支援協議会の報告 ・作業部会の報告
3	R6.3.6	社会福祉センター 3 階 中会議室	・作業部会の報告 ・次期障害者計画について ・来年度の部会活動について

(作業部会)

回	開催日	会場	議題、活動内容
1	R5.6.7	社会福祉センター 3 階 中会議室	・就労系ガイドブックについて ・産業大博覧会について ・福祉フェアにおける製作品販売について
2	R5.9.20	社会福祉センター 3 階 中会議室	・企業との交流について ・優先調達について
3	R5.12.20	中央公民館 研修室 2	・企業との交流について ・来年度の部会活動について ・令和 5 年度さくらユニバーサルカンパニー表彰について

【構成員】(35 人)

(1) 就労支援部会 35 人

サービス事業所 (26)、教育機関 (1)、当事者団体(1)、その他関係機関 (7)

(2) 作業部会 26 人

サービス事業所 (26)

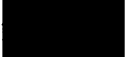
令和5年度佐倉市精神障害者相談支援事業の概要報告



1. 事業の目的

基幹相談支援センターにおける障害者相談支援事業及び基幹相談支援センターに係る事業が適正かつ円滑に実施されるよう、専門的職員（精神保健福祉士）を配置して、相談支援事業所及び関係機関（福祉、教育、医療等）と連携を図りながら、精神障害者相談支援事業を実施する。

※本事業は、障害者総合支援法の地域生活支援事業の一つである障害者相談支援事業（基幹相談支援センター等機能強化事業）として、佐倉市からの委託を受けて実施。

※担当者は （精神保健福祉士、社会福祉士、主任相談支援専門員）。

2. 事業の概要

精神障害者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、精神障害者等の福祉に関する各般の問題について、精神障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等の支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整等の権利擁護のための援助を行う。

- (1) 精神障害者相談支援事業
- (2) 精神障害者相談会
- (3) 事業所間事例検討会
- (4) 佐倉市総合支援協議会精神部会・生活支援部会への出席
- (5) 精神障害者家族会への出席

3. 事業の具体的内容・実績（令和5年4月から令和6年1月）

(1) 精神障害者相談支援事業

○主に障害福祉サービス等を利用している精神障害者等（継続ケース）を対象として、相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等の支援を行った。

・対応人数（実人数）：287 名

・支援方法・件数

支援方法	説明	件数
関係機関	関係機関との調整（個別支援会議を除く）	372 件
訪問	家庭や施設・学校等相談者がいる場所に訪問	211 件
電話相談	電話に依る相談支援	192 件
個別支援会議	関係機関と支援のあり方を検討（ケース会議等）	67 件
来所相談	相談者が事業所へ来所	60 件
電子メール	電子メールに依る相談支援	23 件
同行	関係機関等への同行	13 件
合計		941 件

・相談内容・件数

相談内容	説明	件数
不安の解消・情緒安定	不安や孤独感の軽減を目的とした傾聴	883 件
障害や病状の理解	障害の受容・理解に関する本人や家族への支援	874 件
福祉サービスの利用等	サービスの情報提供、事業者の紹介、利用申請や契約に係る支援、サービスに関する苦情対応等	858 件
健康・医療	医療機関の紹介や同行、服薬管理、生活のリズムや生活習慣	853 件
家族関係・人間関係	家族関係、人間関係の調整	617 件
社会参加・余暇支援活動	外出や移動に関する支援、サークル活動の紹介や同行等	567 件
生活技術	金銭管理、家事、育児に関する支援	564 件
家計・経済	年金・手当・生活保護制度に関する支援	478 件
就労	就職活動や面接等に関する支援、雇用条件及び勤務先との調整	411 件
保育・教育	幼稚園・保育園の紹介、子ども・子育て支援制度利用に係る助言、学校・教育進路に関する支援	258 件
権利擁護	虐待発見時の保護のための措置や成年後見制度利用に向けた支援	121 件
その他	上記のいずれにも該当しないもの	689 件
合計		7,097 件

※「(2)精神障害者相談会」、「(3)事業所間事例検討会」の件数を含む

(2) 精神障害者相談会

○主に障害福祉サービス等を利用していない精神障害者等（新規ケース）を対象とする、精神障害者相談会（予約制）を実施し、必要な情報の提供及び助言等の支援を行った。

・相談件数等：

開催場所	件数	実人数
ミレニアムセンター佐倉	11 件	10 人
西部地域保健福祉センター	3 件	3 人
南部地域保健福祉センター	1 件	1 人
レインボー	7 件	7 人
合計	22 件	21 人

(3) 事業所間事例検討会

○精神障害者支援に係る中核的な役割を果たす拠点として、他の事業者間と困難ケース等についての事例検討会（月1回）を主催（開催）した。

・出席者：

- －基幹相談支援センター；アシスト（愛光）、レインボー（千手会）
- －障害者相談支援事業所；きらり（えのき会）、こもれびさくら（生活クラブ）、
かけはし（愛光）（令和6年1月から参加）
- －スーパーバイザー；成田市地域生活支援センター
- －行政；佐倉市福祉部障害福祉課

・開催日・場所

	開催日	場所		開催日	場所
1	令和5年4月19日	市役所1号館 6階第1会議室	6	令和5年9月6日	市役所1号館
2	令和5年5月10日		7	令和5年10月13日	6階第1会議室
3	令和5年6月14日		8	令和5年11月8日	中央公民館
4	令和5年7月12日		9	令和5年12月13日	2階学習室
5	令和5年8月9日	市役所福祉センター 3階小会議室	10	令和6年1月10日	市役所福祉センター 3階小会議室

(4) 佐倉市総合支援協議会精神部会・生活支援部会への出席

○障害者総合支援法に基づき、佐倉市が設置した障害者総合支援協議会の部会に委員として出席。

- ・精神部会：令和 6 年 2 月 21 日（佐倉市役所社会福祉センター地下会議室）
- ・生活支援部会：令和 5 年 12 月 21 日（南部地域福祉センター）

(5) 精神障害者家族会の定例会への出席

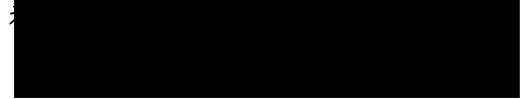
○精神障害者家族会の定例会に出席し、出席者からの相談に対する助言や情報提供等を行った。

・開催日・場所（志津公民館）

	開催日		開催日
1	令和 5 年 4 月 12 日	7	令和 5 年 10 月 4 日
2	令和 5 年 5 月 10 日	8	令和 5 年 11 月 8 日
3	令和 5 年 6 月 14 日	9	令和 5 年 12 月 13 日
4	令和 5 年 7 月 12 日	10	令和 6 年 1 月 10 日
5	令和 5 年 8 月 9 日		
6	令和 5 年 9 月 13 日		

（以 上）

佐倉市療育支援コーディネーター配置事業



1. 事業の目的

基幹相談支援センターにおける障害者相談支援事業及び基幹相談支援センターに係る事業が適正かつ円滑に実施されるよう、専門的職員（医療的ケア児等コーディネーター等）を配置して、相談支援事業所及び関係機関（福祉、教育、医療等）と連携を図りながら、療育支援コーディネーター事業を実施する。

※本事業は、障害者総合支援法の地域生活支援事業の一つである障害者相談支援事業（基幹相談支援センター等機能強化事業）として、佐倉市からの委託を受けて実施。

※担当者は （社会福祉士・相談支援専門員・医療的ケア児等コーディネーター）。

2. 事業の概要

障害児等が、ライフステージを通じて一貫した療育支援を受けて、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児等の福祉に関する各般の問題について、障害児等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等の支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整等の権利擁護のための援助を行う。

（1）障害児等相談支援事業

（2）佐倉市総合支援協議会療育支援・教育部会への出席

3. 事業の具体的内容・実績（令和５年４月から令和６年１月）

（1）障害児等相談支援事業

○障害児等からの相談に応じ、関係機関との連携を図りながら、必要な情報の提供及び助言等の支援を行った。

○具体的な事例としては、以下のとおり。

- ・障害福祉サービスを利用していたが現在は利用していない障害児のライフステージが変わる段階における関係者間の引継ぎ
- ・医療的ケア児の学びの場に係る医療関係の調整
- ・不登校の障害児の相談件数が増加傾向にあり、障害福祉サービス利用へのつなぎ

・対応人数(実人数):105名

・支援方法・件数

支援方法	説明	件数
関係機関	関係機関との調整(個別支援会議を除く)	92件
訪問	家庭や施設・学校等相談者がいる場所に訪問	51件
電話相談	電話に依る相談支援	39件
同行	関係機関等への同行	30件
同行	関係機関等への同行	30件
来所相談	相談者が事業所へ来所	9件
個別支援会議	関係機関と支援のあり方を検討(ケース会議等)	6件
電子メール	電子メールに依る相談支援	2件
合計		211件

・相談内容・件数

支援内容	説明	件数
保育・教育	幼稚園・保育園の紹介、子ども・子育て支援制度利用に係る助言、学校・教育進路に関する支援	228件
不安の解消・情緒安定	不安や孤独感の軽減を目的とした傾聴	143件
家族関係・人間関係	家族関係、人間関係の調整	101件
障害や病状の理解	障害の受容・理解に関する本人や家族への支援	99件
福祉サービスの利用等	サービスの情報提供、事業者の紹介、利用申請や契約に係る支援、サービスに関する苦情対応等	51件
健康・医療	医療機関の紹介や同行、服薬管理、生活のリズムや生活習慣	31件

生活技術	金銭管理、家事、育児に関する支援	4 件
家計・経済	年金・手当・生活保護制度に関する支援	1 件
就労	就職活動や面接等に関する支援、 雇用条件及び勤務先との調整	1 件
権利擁護	虐待発見時の保護のための措置や 成年後見制度利用に向けた支援	0 件
社会参加・ 余暇支援活動	外出や移動に関する支援、 サークル活動の紹介や同行等	0 件
その他	上記のいずれにも該当しないもの	202 件
合計		890 件

(参考)連携した関係機関

○行政機関

- ・佐倉市：障害福祉課、こども保育課（ファミリーサポートセンター含む）、こども家庭課、
母子保健課、西部保健福祉センター
- ・千葉県：千葉県中央児童相談所、印旛保健所

○教育機関

- ・佐倉市教育センター、スクールソーシャルワーカー
- ・慈光幼稚園、千成幼稚園、佐倉市さくらんぼ園
- ・小竹小学校、志津小学校、井野小学校、上志津小学校、青菅小学校
- ・ユーカーリ優都びあ学童
- ・佐倉中学校、上志津中学校、臼井西中学校、志津中学校
- ・印旛特別支援学校、千葉県立聾学校、桜が丘特別支援学校
- ・佐倉市子育てコンシェルジュ「テレサ」

○医療機関

- ・八千代医療センター、下志津病院、大和田訪問看護、風の村訪問看護

(2) 佐倉市総合支援協議会療育支援・教育部会への出席

- 障害者総合支援法に基づき、佐倉市が設置した障害者総合支援協議会の療育支

援・教育部会（全5回）に委員として出席。

（参考）

○例年は千葉県からの以下の依頼を受けて業務を実施（令和5年度は実績がないが、令和6年度は実施予定）。

①NICU在宅移行支援看護師育成プログラム開発委員会への参加

○千葉県の「NICU在宅移行支援看護師育成事業」の育成プログラム開発委員会に「佐倉市療育支援コーディネーター」として参加。

○在宅移行支援看護師育成プログラム講義のうち福祉分野の役割として「我が子と地域で暮らす親の力を高めるための支援策」を担当。

<講義内容>

- 1) 障害受容と親になるということ
- 2) 家族の強みに注目した支援の実際
- 3) 子どもと家族に対する相談支援専門員

②小児慢性特定疾患児に対する支援

○千葉県から、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の委託を受け、長期にわたり療育を必要とする小児慢性特定疾患児等及びその家族等からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う。

（以 上）